

事業名	文化財保護調査費	財務コード (事業)	220911
-----	----------	---------------	--------

細事業名	カモシカ生育調査費(関東山地)
------	-----------------

担当部課室	教育委員会 部 学術文化財 課 文化財保護 担当 (内線)	8514
-------	-------------------------------	------

## I 事業の概要

実施期間	始期 S60 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(直営)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 特別天然記念物ニホンカモシカ</td> <td>その対象をどのような状態にして 安定的な維持増殖が図られている</td> <td>結果、何に結びつけるのか 文化財の保護、管理</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 特別天然記念物ニホンカモシカ	その対象をどのような状態にして 安定的な維持増殖が図られている	結果、何に結びつけるのか 文化財の保護、管理
誰(何)を対象に 特別天然記念物ニホンカモシカ	その対象をどのような状態にして 安定的な維持増殖が図られている	結果、何に結びつけるのか 文化財の保護、管理		
事業の内容 ※主に 23年度	<p>昭和54年の文化庁、環境省、林野庁による、カモシカの保護と被害の防止との両立を図るための基本方針(三庁合意)に基づき、関東山地が文化庁によるカモシカ保護地域に指定され、昭和60年度から保護管理のための特別調査・通常調査を実施している。</p> <p>I 通常調査 ①調査員:7市町村(甲府市、北杜市、山梨市、甲州市、大月市、丹波山村、小菅村) 12名 ②生息概況調査 a分布調査:(2日間)対象地区の林業関係者や山小屋関係者等に分布と食害の状況を聞き取る。 b生息密度調査:(6日間)定点観測、観察路の調査により、生息密度の動向の指標とする。 ③その他:同時に生息環境概況調査、食害概況調査、資料収集等を行う。 上記、調査結果を年度末に国へ報告。</p> <p>II 特別調査 概ね5年ごとに関係県で組織する指導委員会が主体となり、より詳細な調査を行う。</p>			
根拠法令等	文化財保護法、山梨県文化財保護条例			

## II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	・聞き取り調査 2日 ・現地調査 6日 (12名)	96	96	96	96	96	目標設定の考え方 通常調査実施要綱に定める活動日数を目標値とする。
活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %					データの出典等 通常調査実施要綱、実績報告
成果指標							目標設定の考え方 データの出典等
成果指標達成率 (実績値/目標値)							
決算額、予算額	1,171		1,153	1,174	1,119	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	391		385	392	373	国の行うカモシカの保護と食害被害防止策に寄与している。	
所要時間(直接分)	76 時間		76 時間	76 時間	65 時間		
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	76 時間		76 時間	76 時間	65 時間		
人件費コト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	154		154	154	131		

## III これまでの事業の見直し・改善状況

--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	国の特別天然記念物であるニホンカモシカの保護は、生息区域における頭数やその生息環境等について継続的に確認することで成り立っているが、保護の対局として、人工林や保護すべき自然林などにおける食害の問題が存在する。このため国として、適切な管理のもとに保護施策を進める必要があり、本事業はこれに少なからぬ貢献をしているものであり、意図した成果をほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	予定した活動量及び成果を上げていることから、大幅な見直しを要しないが、調査員の居住地最寄役場等で行っている委嘱式、研修会などについて、さらなる効率化に向けた改善を検討する必要がある。	i、k

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
縮小	毎年、調査員の居住地最寄役場等で行っている委嘱式・研修会については、新規調査員に限定することで、対象者数を縮小する。なお、2年目以降の継続調査員に対しては、委嘱状や調査資料・連絡事項を郵送で周知することとする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。